

ベトナムにおける特許権の権利行使 に関する手続（後編）

Vision & Associates

ファム・ギエム・スアン・バック
弁理士



ファム・ギエム・スアン・バック弁理士は、他のパートナーとともに Vision & Associates を設立し、現在は同事務所の経営パートナーを務める。35 年以上の法律顧問およびビジネス経験を有する。専門分野は IP アドバイザリー・サービス、登録、権利行使である。また、ベトナム国家知的財産庁（IPVN）から知的財産権代理人資格を付与された弁理士でもあり、法律専門担当および特許審査官として IPVN に勤務していた経験も有する。国内外のクライアント、実務家、出版物によって、ベトナムの法律・知的財産分野の第一人者として高く評価されている。

【概要】

先進国において特許権行使は新たな問題というわけではないが、ベトナムでは実務経験が不足しており、法律規定も適切なものといえないことから、依然として簡単に解決できるものではない。ベトナムでは、特許権侵害に対する救済措置として、裁判所における民事手続に加えて、科学技術省監査局等の管轄行政当局による捜査や税関による差押が可能である。本稿の後編では、5. 特許権侵害に対する法的手続、について、(1) 民事手続、(2) 行政手続、(3) 税関による解決手段、の観点から、特許権の権利行使における現在の実務を解説する。

【詳細及び留意点】

5. 特許権侵害に対する法的手続

特許権者が警告状の送付の省略を希望する場合、または警告状に記載した特許権者の要求に被疑侵害者が従わない場合には、特許権侵害に対する法的手続を（民事手続に基づき）裁判所または（行政手続に基づき）執行当局に対して提起すべきである。ただし、特許権侵害は刑事手続の対象とされておらず、刑事手続は商標および地理的表示を付した偽造商品に限定される（刑法第 226 条）点に、留意すべきである。

(1) 民事手続

概して、ベトナムにおける裁判所制度は、県級人民裁判所、省級人民裁判所、高

級人民裁判所、最高人民裁判所によって構成されている。特許権侵害事件を含む知的財産関連の民事事件は、省級人民裁判所の管轄となる。多くの場合、被告の居住地、業務地または本拠地の裁判所が管轄する（民事訴訟法第 30.2 条、第 37.1 条 (a)、第 39.1 条(a)）。

決議 No. 326/2016/UBTVQH14 によると、裁判所の公式手数料額は、紛争対象の価値に基づき、次のように定められている。

※VND：ベトナム・ドン

紛争対象の価値(「VoD」)(VND)	裁判所手数料(VND)
6 千万以下	3,000,000
6 千万超、4 億以下	VoD の 5%
4 億超、8 億以下	2000 万 + (4 億を超える VoD の 4%)
8 億超、20 億以下	3600 万 + (8 億を超える VoD の 3%)
20 億超、40 億以下	7200 万 + (20 億を超える VoD の 2%)
40 億超	1 億 1200 万 + (40 億を超える VoD の 0.1%)

民事訴訟法によると、特許権侵害に関する民事訴訟手続において想定される段階は、次のとおりである。

a) 訴状の提出

民事訴訟を開始する目的で、原告は侵害の解決を管轄裁判所に請求する訴状を提出し、証拠書類を添付する。

b) 提訴受理および裁判所手数料の前納金

裁判所は訴状の受領から 8 日以内に事案の予備検査を行い、管轄権を確認する。その後、裁判所は訴状の正式受理の決定を行い、裁判所手数料の前納金の支払を原告に求める。原告は裁判所決定の受領日から 7 日以内に、裁判所手数料の前納金の

支払が必要となる。前納金の受領後、裁判所は事案を登録簿に記入する。

c) 口頭審理の準備

裁判所は事案の正式受理から 3 営業日以内に、原告の訴状を被告に通知し、通知日から 15 日以内に答弁書を提出するよう求める。

裁判所は事案の正式受理日から 2 か月以内（または複雑な事案の場合には 4 か月以内）に、次のいずれかの決定を行う。

- (i) 両当事者による交渉の結果を受容する。
- (ii) 訴訟手続を一時的に中断する。
- (iii) 訴訟手続を（恒久的に）中断する。
- (iv) 事案を第一審の口頭審理に進める。

d) 和解

裁判所は口頭審理の準備の一環として、当事者双方による和解協議を実施する。実務上、少なくとも 2 回の和解協議が開催されるであろう。和解手続において両当事者が同意に達した場合、裁判所は両当事者による同意事項を記録し、これは法的拘束力を有する。この場合、各当事者は裁判所手数料の 50%を負担する。和解が成立しなかった場合、裁判所は第一審の口頭審理日程に関する決定を行う。

ちなみに和解が成立した場合であっても、各当事者はそれに対して 7 日以内に異議申立てが可能であり、この場合も次の段階として第一審の口頭審理が行われる。

e) 第一審における裁判所の口頭審理

第一審の口頭審理は、上記 c) で述べた段階における、事案を第一審の口頭審理に進める旨の決定日から 1 か月以内（または正当な理由に基づき 2 か月以内）に開催される。

第一審の口頭審理合議体は、1 名の裁判官と 2 名の参審員で構成され、特別な状況では 2 名の裁判官と 3 名の参審員で合議体が構成される場合もある。参審員は

ベトナム国家機関の個人であり、地方政府から選任されて訴訟手続に参加する。訴訟手続を監督するために検察官を選任することもできる。

判決日から 15 日以内に上訴が行われなかった場合、第一審の判決は確定し、拘束力を有する。

f) 上訴審における裁判所の口頭審理

いずれかの当事者が第一審の判決に同意しない場合には、上訴による不服申立てが可能である。上訴は、高級人民裁判所における先例の対象とされる。上訴するための法定期間は、判決日から 15 日以内、または上訴人が口頭審理に出廷していなかった場合には、上訴人が判決文の写しを受領した日若しくは判決文が上訴人に発送された日から 15 日以内である。

上訴人は、第一審裁判所が発行した通知に従い、裁判所手数料の前納金の支払が必要となる。上訴期間の終了から 5 営業日以内に、前納金が支払済であることを条件として、第一審裁判所は上訴書面および事案ファイルを上訴裁判所に送付する。上訴審における裁判所手数料の前納金は、特許紛争の場合、VND200 万である。

上訴審裁判所は、事案の正式受理日から 2 か月以内（または複雑な事案の場合には 3 か月以内）に、次のいずれかの決定を行う。

- (i) 訴訟手続を一時的に中断する。
- (ii) 訴訟手続を（恒久的に）中断する。
- (iii) 事案を上訴審の口頭審理に進める。

事案を上訴審の口頭審理に進める旨の決定日から 1 か月以内（または正当な理由に基づき 2 か月以内）に、上訴審の口頭審理が開催される。上訴審の合議体は 3 名の裁判官で構成される。監督審手続が行われるなど一部の例外的な状況を除き、上訴審の判決は最終的なものであり、拘束力を有する。

g) 監督審手続

一部の例外的な状況においては、第一審裁判所または上訴審裁判所が言い渡した判決を、最高人民裁判所または高級人民裁判所が見直すことが可能である。この手続を行う場合には、許可を受けた者（すなわち高級または最高審級の、人民裁判所長官または人民検察院長官）による提起が必要であり、ベトナム民事訴訟法に規定する特定の状況、または理由に限定して実施される。

h) 裁判所判決の執行

裁判所判決が有効となった場合には、関係当事者全員による厳格な実施および遵守が要求される。裁判所判決が正規に実施および遵守されていない場合、いずれの関係当事者も担当国家当局に対して、その判決を執行するよう請求することができる。

この請求には法定期間の制限があり、裁判所判決が有効とされた日から 5 年以内である。

担当国家機関はこの請求の受領日から 5 営業日以内に、裁判所判決の執行に関する決定を行う。

(2) 行政手続

裁判所における民事ルートに追加して、ベトナムにおける特許権侵害は、科学技術省監査局 (Inspectorate of Ministry of Science and Technology、以下「IMOST」という。) などの管轄国家当局による行政手続を通じて対処することも可能である。概して、行政手続は迅速かつ効率性が高いことが知られており、大多数の知的財産権所有者が自身の知的財産権を行使する場合には、行政手続を選択することが一般的である。行政手続は、侵害行為を迅速に中止させ、侵害者に金銭的制裁、または警告を科す手続である。なお、金銭的制裁は、国家財務局に対して支払うものであり、特許権者・抜き打ち捜査請求人に対して支払うものでないことに留意されたい。

IMOST は、行政違反取締法および監査法に基づき監査チームを編成する。侵害の摘発を目的として、被疑侵害者の敷地内が検査・監査を受ける。侵害の証拠が発

見された場合には行政違反調書が作成され、また、IMOST は、侵害に対する制裁措置を発動する前に各当事者と更なる面談・議論が必要と判断した場合には、作業調書を作成することもできる。

(3) 税関による解決手段

政令 No. 99/2013/ND-CP、第 10 条および第 15.4 条によると、特許権侵害商品の輸入取締は、税関当局が管轄する。したがって、特許権者は、被疑侵害商品がベトナムに輸入されていることが判明した場合、その被疑侵害商品に対して通関手続の暫定的停止を請求することができる（「停止請求」）。停止請求に基づき、特許権者は被疑侵害商品に対する権利行使、さらに差止請求が可能になる。なお、次のいずれかの供託金が要求される。(i) 通関停止が見込まれる対象である被疑侵害商品の価値の 20%。(ii) 2 千万ベトナム・ドン（約 USD 1,000）（知財法第 217.2 条(a)）。

次の段階として、税関当局は、特許権者または選任された代理人から所定の書面および供託金を完全に受領した後、2 営業日以内に、被疑侵害商品に対する通関手続の暫定的停止に関する決定（「停止決定」）を発出する。停止期間は、停止決定の発出日から 10 営業日であり、これは特許権者の請求に基づき、追加供託金の支払を条件として、さらに 10 営業日の延長が可能である（回付 No. 13/2015/TT-BTC、第 10.1 条、2）。

（該当すれば延長を含む）停止期間の終了時に、税関当局は次の責任を負う。

- ・侵害の存在が確認された場合には、行政手続に基づく解決を求める特許権侵害事件の正式受理の決定を行い、事案は税関当局が管轄する。
- ・侵害の存在が発見されなかった場合には、被疑侵害商品の通関手続継続の決定を行う。

また、回付 No. 13/2015/TT-BTC、第 10.4 条に基づき、税関当局はこれ以外に、次の措置を講じることができる。

- ・特許権者が民事手続を開始した場合には、裁判所の命令を実施する。
- ・事案が税関当局の管轄外である場合には、関係執行当局に事案を移管する。
- ・特許の所有権帰属、権利範囲などに関する紛争に関して知的財産庁から通知を受領した場合には、被疑侵害案件の処理を暫定的に停止する。
- ・刑事犯罪の兆候が判明した場合には、刑事手続のために関係当局に事案を移管する（ただし、上述のとおり、特許権侵害の場合、この措置は適用されない）。

【留意点】

本稿は、ベトナムにおける特許権行使のバックグラウンドを紹介するものであり、参考情報として提供するものである。読者がベトナムにおける特許権侵害に関する具体的な事案を扱う必要がある場合には、Vision & Associates までお問合せいただきたい。

【ソース】

- ・ 2015 年 11 月 27 日の刑法 No. 100/2015/QH13、2017 年改正及び追補
<https://drive.google.com/file/d/11FOsUgkn2AyRthe56oSIGO7w1cjJARtz/view?usp=sharing>
- ・ 2015 年 11 月 25 日の民事訴訟法 No. 92/2015/QH13
https://drive.google.com/file/d/1Eco_DpuQBmxRUSHW6w5NkTq9hO30fKxU/view?usp=sharing
- ・ 知的財産に関する 2005 年 11 月 29 日の法律 No. 50/2010/QH11、2009 年、2019 年、2022 年改正及び追補（知的財産法）
<https://drive.google.com/file/d/1JtFe0bhucgnMVObOtHSXOCR0NYp13gnM/view?usp=sharing>
- ・ 行政違反取締に関する 2012 年 6 月 20 日の法律 No. 15/2012/QH13、2020 年改正及び追補
<https://drive.google.com/file/d/1C46hmMy-JXtA2LrCI-X3nJvSQfUt6O9R/view?usp=sharing>
- ・ 監査に関する 2022 年 11 月 14 日の法律 No. 11/2022/QH15

https://drive.google.com/file/d/1_sSLKq-cYifuxDWdmsmRN52aDuXjKw0_/view?usp=sharing

- ・裁判所費用及び手数料、並びにその減免、徴収、納付、管理及び利用に関する 2016 年 12 月 30 日の決議 No. 326/2016/UBTVQH14

<https://drive.google.com/file/d/1F12h4KWx8kvDaSO0RYjycAl-RsHGM286/view?usp=sharing>

- ・知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する知的財産法の一部条項の施行の詳細並びに手引に関する 2006 年 9 月 22 日の政令 No. 105/2006/ND-CP、2010 年、2018 年改正及び追補

<https://drive.google.com/file/d/105o4TSweRWpzAtANoAradCZemoe2qgVd/view?usp=sharing>

- ・産業財産における行政違反の制裁に関する 2010 年 8 月 29 日の政令 No. 99/2013/ND-CP、2021 年改正及び追補

https://drive.google.com/file/d/1LFGAbmuNyK5_lwrihH0uOgo-7f7bqktY/view?usp=sharing

- ・産業財産分野における行政違反の制裁に関する政令 No. 99/2013/ND-CP の、一部条項の施行の詳細並びに手引に関する 2015 年 6 月 26 日の回付 No. 11/2015/TT-BKHCHN

https://drive.google.com/file/d/1k3KhzqjVdUe7ogyPnhyp_u_pWkJGbHeD/view?usp=sharing

- ・知的財産権、偽造商品及び知的財産権侵害商品の取締の対象である、輸出及び輸入商品の通関手続の監査、監督、暫定的停止の定義に関する 2015 年 1 月 30 日の回付 No. 13/2015/TT-BTC、2020 年改正及び追補

https://drive.google.com/file/d/1i_WPgeKSjZQJ-YifZzVcPLoOySoPykIy/view?usp=sharing

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)